

東広島市農業委員会令和4年6月（第6回）総会議事録

- 1 開催日時 令和4年6月29日(水) 午前10時00分から10時40分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会議室
- 3 出席委員 20人

本議席番号順

| 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 |
|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1 | 三見昌嗣 | 2 | 木原省五 | 3 | 清水壽昭 |
| 4 | 窪田恒治 | 5 | 台川洋子 | 7 | 岡土居正弘 |
| 8 | 古本啓之 | 9 | 大月みどり | 12 | 荒谷義憲 |
| 13 | 住井正美 | 14 | 古川國昭 | 16 | 吉高信夫 |
| 17 | 長原毅 | 18 | 在間輝昭 | 19 | 仲伏英雄 |
| 20 | 杉本源藏 | 21 | 脇坂俊之 | 22 | 高尾昭臣 |
| 23 | 古川みどり | 24 | 土井浩文 | | |

- 4 欠席委員 4人

| 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 |
|----|-------|----|------|----|------|
| 6 | 小倉亜紗美 | 10 | 岡本義則 | 11 | 黒川克輝 |
| 15 | 原茂正 | | | | |

- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者
議長(会長) 19番 仲伏英雄 委員 21番 脇坂俊之 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第 18 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 19 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第 20 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

| | |
|------------|---------|
| 事務局長 | 本 越 秀 己 |
| 局長補佐 | 大 下 宏 治 |
| 局長補佐 | 定 井 芳 紀 |
| 農地保全係主査 | 合 原 茂 宏 |
| 農地係主査 | 和 田 麻依子 |
| 農地係主任 | 豊 田 宏 |
| 農地保全係一般事務員 | 西 田 直 子 |

| | |
|------|--|
| 議 長 | <p>それでは、これより6月総会を開催いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行を行いますのでよろしくお願いいたします。着席させていただきます。</p> <p>在任委員数24人中20人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立します。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、19番の仲伏委員さん、21番の脇坂委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてをお諮りいたします。</p> <p>会期は、令和4年6月29日、1日限りとしてよろしいでしょうか。</p> |
| | <p style="text-align: center;">＜ 異議なし ＞</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございます。それでは、会期は令和4年6月29日、1日限りといたします。</p> <p>これより次第第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| 豊田主任 | <p>それでは、総会議案の1ページをご覧ください。</p> <p>議案第36号についてご説明いたします。</p> <p>今月は18件の申請がありました。内訳は6ページに記載されているとおりでございます。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>71-1でございます。</p> <p>贈与のため、既に耕作中の申請地について所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、72-2でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳で会社員です。このたび空き家バンクで農地つきの空き家を求め、希望に見合う物件であったことから、空き家とともに申請地を取得しようとするものです。申請地では自家消費用の野菜を作付する予定で、近隣住民等から教えてもらいながら営農される計画です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。下限面積については、令和3年2月総会において空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たしております。</p> <p>続いて、73-3でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、74-4でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員です。このたび渡人から農地を引き継ぎ、夫婦で営農される計画です。申請地では水稻を作付する計画で、渡人等に教わりながら営農に従事される計画でございます。</p> <p>続いて、75-5でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、76-6でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員です。このたび空き家バンクで農地つきの空き家を求め、希望に見合う物件であったことから、空き家とともに申請地を取得しようとするものです。申請地では自家消費用の野菜を作付する予定で、友人等に教えてもらいながら営農される計画でございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。下限面積については、令和4年5月総会において空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たしております。</p> <p>続いて、77-7でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、78-8、79-9については関連しておりますので、一括でご説明させていただきます。</p> |

| | |
|------|---|
| 豊田主任 | <p>ます。</p> <p>経営規模拡大及び贈与のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、80-10でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、81-11、82-12については関連しておりますので、一括でご説明させていただきます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権の移転、使用貸借権の設定をするものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、83-13でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員です。このたび渡人から農地を引き継ぎ、夫婦で営農される計画です。申請地では水稻や野菜を作付する計画で、推進委員等に教わりながら営農に従事される計画でございます。</p> <p>続いて、84-14でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、85-15でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、86-16でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、87-17でございます。</p> <p>贈与のため、既に耕作中の申請地について所有権を移転するものです。受人には5人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。なお、現地確認をしたところ、申請地のうち2か所ほど砂利が敷かれているような状況でございました。渡人に確認したところ、1つはビニールハウスの資材を搬入するために当初は土を入れて対応しておりましたが、現地は湿地であったため対応ができないということで、やむなく砂利を敷いたということでした。また、この場所におきましてはビニールハウス等を建てるということでした。もう一つ、ちょっと見づらいですが、ここにもう一つ砂利が敷かれたんですけども、こちらについては販売用の芝生等を周辺に植えておきまして、その搬入等のために砂利を敷いているということでした。渡人及び受人につきましては、農業用施設届等を提出するように指導しております。</p> <p>続いて、88-18でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>以上、18件につきましては、周辺地域における効率的・総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>担当地区の委員さんで何か補足説明等があればお願いいたします。</p> |
| | <p>< なし ></p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p> |
| | <p>< なし ></p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| | <p>< 全員挙手 ></p> |
| 議 長 | <p>全員賛成ですので、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定につ</p> |

| | |
|----------------|---|
| 議 長 | <p>いて」は、許可することに決定をいたします。 次に、議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p> |
| 大 下 局 長 補 佐 | <p>議案の7ページをお願いいたします。 議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。 座って説明をさせていただきます。 8ページをお願いいたします。 今月は4件の申請がございました。 まず、申請番号18-1は、●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。 申請地は●●校の西約600mに位置する第1種農地で、申請人は隣地にお住まいの方でございます。 申請人は、相続により取得した1町余りの農地の全てを耕作することが困難であることから、申請地を共同住宅として活用したいということで転用許可申請をされたものでございます。 申請地は土地改良事業等施行区域内にある第1種農地で、本件は農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 なお、この申請地は本年3月8日付で農振農用地から除外されており、都市計画法による建築許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。 続きまして、申請番号19-2は、●●における共同住宅、店舗及び駐車場への転用事案でございます。 申請地は●●の東約300mに位置し、市街化区域に隣接する第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。 申請人は、高齢により耕作が困難になったため、1階に店舗が入居する共同住宅を建築するという事で本転用許可申請をされたものでございます。 なお、都市計画法による建築許可につきましては担当部局に申請書が提出されております。 続きまして、申請番号20-3は、●●における公衆用道路への転用事案でございます。 申請地はこちらにあります●●から●●を挟んで南西に位置し、こちらは市街化区域に隣接する第2種農地で、申請人はこの近隣にお住まいの方でございます。 この申請地の隣地、こちらは早ければ来月中にも農地法第5条による転用許可申請が提出され、老人福祉施設が建築されるという計画になっております。 この施設の建築に先立って、この隣接する道路のこの部分を拡幅する必要があるということで、この転用許可申請を提出されたものでございます。 最後に、申請番号21-4は、●●における一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。 申請地は●●の南西約50mに位置する都市計画法による用途地域内の第3種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。 申請人は、●●の延伸工事により自宅が買収されることになったため、申請地に新たな住宅を建築することとし、転用許可申請をされたものでございます。 以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 なお、第1種農地における転用は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。 今月分は、申請番号18-1を意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。 説明は以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局からの説明が終わりました。 担当地区の委員さんで何かということがありましたら補足説明等をお願いいたします。</p> |
| | <p>< なし ></p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、これより質疑に入ります。 質疑等はございませんか。</p> |
| | <p>< なし ></p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、18-1については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許</p> |

| | |
|------|---|
| 議長 | 可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | < 全員挙手 > |
| 議長 | <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、18-1については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p> |
| 和田主査 | <p>それでは、総会議案の9ページをご覧ください。</p> <p>議案第38号について説明いたします。</p> <p>今月は16件の申請がありました。内訳については、議案の13ページをご覧ください。内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>85-1、86-2について同一案件ですので、一括して説明いたします。</p> <p>資材置場への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、土木工事の設計、施工を営む会社です。現在使用している資材置場について、土地の返却を迫られているため代替地を探していたところ、本申請地をまとめて売却してもらえることとなったため、資材置場として転用しようとするものです。</p> <p>続いて、87-3について説明します。</p> <p>進入路の拡張としての転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は●●に居住されていますが、拡張する予定の進入路の奥にございます住宅敷地を所有しており、その居宅には受人の息子が居住されています。既存の進入路の側面の石積みは経年劣化のため、車の安全な通行に支障が出ているため、安全なコンクリート擁壁に改築し、拡張しようとするものです。</p> <p>続いて、88-4について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の北に位置する第3種農地です。受人は、●●で家族で借家に居住されています。このたび妻の父の所有する本申請地に住宅を新築するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、89-5について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、90-6について説明します。</p> <p>作業場及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。このたび受人が所有する山林について造林事業を行うため、山林へ進入するための進入路と切り出した材木を置くための木材置場及び作業員の駐車場、作業スペースを確保するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、91-7について説明いたします。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。受人は、●●に居住されています。このたび本家を継承していた兄が亡くなったため、後継者として父の生活のサポートをするため、父の居住する住宅に隣接する本申請地に住宅を建てるため、転用しようとするものです。建築許可申請については、担当部局に提出済みです。</p> <p>続いて、92-8について説明します。</p> <p>ドッグラン及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。受人は、●●に居住されています。受人はドッグランを運営するための土地を探していたところ、土地の面積も広く民家も同時に購入できる当地を空き家バンクで見つけ、希望の条件に合っていたことから購入を決められました。申請地には、ドッグランを2面と来客用駐車場を整備する計画です。</p> <p>続いて、93-9について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地で</p> |

| | |
|----------------|---|
| 和田 主 査 | <p>す。受人は、●●の賃貸住宅に居住されています。このたび妻の実家に近い妻の父の所有する農地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。なお、建築許可申請については担当部局に提出されています。</p> <p>続いて、94-10について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の西に位置する第3種農地です。受人は、●●の賃貸住宅に居住されています。このたび実家に隣接する父の所有する農地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、95-11から97-13は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>建売住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き不動産及び土木建築請負業を営む会社です。このたび本申請地に建売住宅を40棟建築、販売するため、転用しようとするものです。開発許可申請については、担当部局に提出されています。</p> <p>続いて、98-14について説明します。</p> <p>資材置場への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き運送業を営む会社です。現在グループ会社である●●の倉庫が●●と●●にあり、日々250台程度の車両が出入りしている状況の中、整備車両置場や整備に伴う廃タイヤの一時仮置場、また積載用パレット置場が不足しているため、本申請地において資材置場として転用しようとするものです。</p> <p>続いて、99-15、100-16は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>申請地は、ともに●●の南西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き農業用薬品、家庭園芸用薬品及び肥料などの販売業を営む会社です。議案番号99-15につきましては、隣接する●●の敷地が手狭となっているため、従業員用及び営業車用の駐車場を整備するものです。議案番号100-16につきましては、現在●●、●●、●●、●●で店舗を展開していますが、東広島近郊の顧客のニーズに応えるため、新たに小売店舗を整備するものです。なお、議案番号100-16については、建築許可申請を担当部局に提出されています。</p> <p>以上、説明しました16件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから許可要件を満たしていると考えます。なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、95-11から98-14までを意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>担当地区の委員さんで必要事項があれば補足説明をお願いいたします。</p> |
| | <p>< なし ></p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、それではご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p> |
| | <p>< なし ></p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、95-11から98-14については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p> |
| | <p>< 全員挙手 ></p> |
| 議 長 | <p>全員賛成ですので、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、95-11から98-14については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>続いて、日程第4の報告に入ります。</p> <p>報告第18号から報告第20号について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 大 下 局 長 補 佐 | <p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第18号から報告第20号までは、東広島市農業委員会事務局規程第7条の規定に基づ</p> |

| | |
|------------------------|---|
| <p>大 下 局 長 補 佐</p> | <p>き、事務局において専決処分をいたしました。 そのうち、私からは報告第18号及び報告第19号の概要を報告させていただきます。 座ってご報告させていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第18号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」 でございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は4件の届出を受理いた しました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第19号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でござい ます。 4ページから7ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は22件の照会がございました。その 内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 私からは以上でございます。</p> |
| <p>定 井 局 長 補 佐</p> | <p>それでは、私からは報告第20号についてご説明申し上げます。 本件は、東広島市農業委員会事務局規程に基づき、専決処分をしたものでございます。 座って説明をさせていただきます。 報告事項の8ページからになります。 これは農地利用状況調査にて調査した結果、再生利用が困難な農地、非農地としてご報告 いただいた農地につきまして、事務局において改めて現地確認し、非農地として判断したも のでございます。高屋町白市と高屋東の農地につきまして、10ページの下に記載してありま すように田8筆6,756㎡、畑17筆10,030㎡を非農地として判断するものでございます。な お、これらの農地につきましては所有者への通知及び関係機関への情報提供を行っており、 担当の農業委員さんからも同意をいただいております。 報告第20号についての報告は以上でございます。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ありがとうございました。 事務局から何かございませんか。</p> |
| <p>合 原 主 査</p> | <p>失礼いたします。私からは農地パトロールの説明会開催について連絡させていただきます。 これから着席にて申し上げます。 委員の皆様には先週の6月22日付の書面にてご案内したところですが、改めて申し上げま す。開催日時は7月8日金曜日、場所はJ A広島中央農協の会議棟2階会議室です。時間は 午前10時からと午後2時からで、担当地区に分けて2回行います。午前10時から旧町の担 当委員、午後2からは旧市の担当委員を対象としております。当日お車でお越しの場合、 駐車場は市営の西条岡町駐車場をご利用ください。説明会後に無料処理をいたします。農協 の駐車場には止めないようお願いいたします。また、説明会の際に公務災害補償制度加入に 係る保険料の更新分として1,000円を集めますのでそのお金と、そして現地確認用の図面、 Aゼロ版をお渡ししますのでお持ち帰り用の手提げ袋を持参してください。最後に、農地パ トロールの実施に当たりまして、委員の方が調査で農地の中に立ち入ることもありますとの 旨を7月広報に掲載して周知を図っております。 連絡は以上でございます。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ほかに委員の皆様方で何かございましたらお願いいたします。</p> |
| <p></p> | <p>< なし ></p> |
| <p>議 長</p> | <p>ないようですので、委員の皆様には長時間にわたり、ご審議、誠にありがとうございました。 次回7月総会について、大月会長職務代理者から報告をお願いいたします。</p> |
| <p>大 月 職 務 代 理</p> | <p>失礼いたします。皆さんお顔が何となくお疲れのような顔をしてるとお見受けするんですけ ども、私も雨が降ったら休もうと思いつつやっておりますが、なかなか休ませてもらえま せん。皆さんも適宜休みを取りながらお元気でよろしくをお願いいたします。 次回の7月総会につきましては、7月29日金曜日午前10時より予定しておりますのでよろ</p> |

| | | |
|-----------------------|---|---|
| 大 職 務 代 理 | 月 | しくお願いいたします。なお、場所につきましては開催通知にてご案内させていただきますので、ご了承ください。 以上です。 |
| 議 長 | 長 | ありがとうございました。 以上で6月総会を閉会いたします。 |

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 19番 仲伏 英雄 委員 21番 脇坂 俊之 委員